

☆羽曳野市木造住宅除却補助について☆【令和7年度】

(1) 除却補助対象建築物（着手（契約）済・実施済の除却工事については、補助対象外。）

補助対象建築物は、耐震診断結果の数値が0.7未満若しくは国土交通省住宅局監修、（一財）日本建築防災協会編集のリーフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」による耐震診断にあっては7点以下と診断されたもの又は空き家再生等推進事業等における外観目視により測定した評点の合計が100点以上となる木造住宅で、次のいずれかに該当するものとなります。

- ① 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの。
- ② 当該土地及び建築物の登記事項証明書により昭和56年5月31日以前に建築されたもの。

(2) 補助対象者（補助金申請者）

前記（1）の補助対象建築物の所有者（個人）となります。

（※所有者の直近の課税所得金額が5,070,000円未満であること。）

（※税等、市に対する滞納がないこと。）

また、次の場合には除却工事实施の同意書が必要となります。

- ・ 補助対象建築物が共有名義である場合。⇒共有者全員の同意。
- ・ 補助対象建築物に所有権以外の権利（抵当権等）が設定されている場合。
⇒当該権利者の同意。
- ・ 占有者（借家人）がある場合。⇒占有者の同意。
- ・ 補助対象建築物の所有者と土地所有者が異なる場合。⇒土地所有者の同意。

(3) 補助内容（補助金額）

① 一戸建ての住宅

除却工事に要する費用の2分の1（上限200,000円）

② 長屋又は共同住宅

除却工事に要する費用の2分の1、かつ1戸当たり200,000円（上限100万円）

※基本的に全部解体。一部のみ解体する場合は、残りの耐震性を確保すること（現状維持）

(4) 耐震診断技術者

耐震診断を実施することができる者は、次のとおりとなります。

- ① （公社）大阪府建築士会が、平成24年度以降に主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録されている者。
- ② （一財）日本建築防災協会が、平成26年度以降に主催する木造耐震診断資格者講習及び木造住宅の耐震改修技術者講習会を受講し、受講修了証明書及び耐震改修技術者講習会受講修了証の交付を受けた者。
- ③ その他、市長が①及び②に掲げる者と同等以上の技術を有すると認めた者。

(5) 除却補助の流れ

- ① **羽曳野市木造住宅除却補助金交付申請書【様式第1号】**を提出していただきます。

〔交付申請書提出の際に必要なもの〕

- ・ 補助対象建築物の登記事項証明書【土地と建物】の原本（直近3ヶ月以内）
 - ・ 所有者の直近の所得証明書（課税証明書）
 - ・ 羽曳野市の完納証明書
 - ・ 耐震診断報告書（現況）又はこれに代わるもの（「誰でもできるわが家の耐震診断」など）
 - ・ 除却工事の範囲がわかる図面又は現況写真
 - ・ 位置図（地図コピー可）
 - ・ 建設業許可証の写し又は解体業許可証の写し
 - ・ 除却工事工程表
 - ・ 除却工事等に要する経費が分かる内訳明細書（補助対象経費のみ）
- （・ 耐震診断技術者であることを証明する書類の写し）
（・ 除却工事の実施を承諾する旨の同意書）

- ② 後日、**羽曳野市木造住宅除却補助金交付決定通知書【様式第2号】**をお渡し（郵送）いたします。

- ③ 除却補助金交付決定通知書を受け取った後、工事施工者と除却工事の請負契約を行っていただき、除却工事に着手してください。なお、建設リサイクル法に基づく規模(80㎡以上)の解体工事を行う際は届出が必要となりますので、着工7日前までに建築指導課へ届出してください。

（※除却工事の着手（契約）は交付決定後、30日以内に行う必要があります。）

- ④ **羽曳野市木造住宅除却工事着手届【様式第4号】**を提出していただきます。

〔除却着手届提出の際に必要なもの〕

- ・ 工事請負等の契約書の写し
- ・ 建設リサイクル届出書の写し（80㎡以上の解体工事）

- ⑤ 除却工事完了後、**羽曳野市木造住宅除却工事完了報告書【様式第9号】**を工事完了日から起算して30日以内または年度の3月15日のいずれか早い日までに提出していただきます。

〔完了報告書提出の際に必要なもの〕

- ・ 産業廃棄物管理票（マニフェストA票、B2票又は電子マニフェストの産業廃棄物の処理が把握できるもの）の写し
- ・ 除却工事写真（着工から工事完了まで）
- ・ 除却工事に要する経費が確認できる内訳明細書（補助対象経費に係る部分）
- ・ 除却工事に要する経費の請求書の写し（補助対象経費に係る部分）

- ⑥ 後日、**羽曳野市木造住宅除却補助金交付額確定通知書【様式第10号】**をお渡し（郵送）いたします。

- ⑦ 羽曳野市木造住宅除却補助金交付額確定通知書を受け取った後、羽曳野市木造住宅除却補助金交付請求書【様式第11号】を提出していただきます。

（※振込先の口座を指定していただきます。）

〔交付請求書提出の際に必要なもの〕

- ・ 除却工事に要した費用に係る領収書の写し

- ⑧ 請求後30日以内に指定口座へ補助金を振り込みさせていただきます。